

画像管理システムリース契約に係る仕様書

この仕様書は、鹿児島市健康福祉局保健部に設置する画像管理システムに関する必要事項について定めたものである。

1. 機器のリース

(1) 契約期間：契約を締結した日から令和12年2月28日

①準備期間：契約締結日から令和7年2月28日

②履行期間：令和7年3月1日から令和12年2月28日（60月）

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(2) 対象機器：（別紙1）画像管理システム対象機器仕様のとおり

①操作端末 一式

②医用画像管理システム 一式

③周辺接続機器等

ア) バックアップ用電磁的記録媒体 1台

イ) 無停電電源装置 1台

ウ) サーバーラック 一式

(3) リース料の支払いについて

契約期間の②履行期間（60月）についてリース料を支払うものとする。

2. 機器の設置場所

鹿児島市山下町11番1号（別館3階）

鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課

3. 機器の保守

（別紙2）画像管理システムに係る保守仕様のとおり

4. 機器リース満了後の機器撤去・秘密情報等のデータ消去

リース契約満了後の機器は返還するものとし、受注者において撤去すること。また、保存されている秘密情報等のデータが漏洩しないように受注者の責任において消去作業を行い、（別紙3）電磁的記録媒体データ消去作業証明書を提出すること。

5. その他

(1) 機器の受け渡し

本市の検査完了後、本市が受注者に対し受領書を交付することにより機器等の受け渡しが完了するものとする。

(2) 所有権の表示

受注者は、機器等に受注者の所有に属する旨のラベルを貼付すること。

画像管理システム対象機器仕様

1 操作端末

仕様項目	仕様内訳
(1) パソコン仕様	
①形態	タワーデスクトップ型 医用画像表示接続用ビデオボードの収容を考慮すること。
②CPU	Intel Core i7 と同等以上
③メインメモリ	16GB 以上
④電磁的記録媒体	容量 4TB 以上×1 以上内蔵
⑤光学ディスクドライブ	DVD マルチドライブ×1 内蔵 CD,DVD 各規格の読込・書込ができること。
⑥グラフィックス	1,280×1,024 以上の解像度で出力可能なこと。
⑦インターフェイス	ア) LAN : 10/100/1000Mbps 対応ポート×1 以上内蔵 イ) ディスプレイ : DisplayPort×3 以上内蔵 ウ) USB : USB ポート×3 以上内蔵、うち1ポート以上は USB3.0 以上に対応 エ) キーボード及びマウスのインターフェイスポートを各1以上内蔵 オ) PCI 拡張スロット : PCI-Express×16 スロット×2 以上内蔵
⑧付属機器等	ア) キーボード×1 (JIS 標準配列 (日本語表記)、ワイヤレス、テンキー付き) イ) マウス×1 (光学式、ワイヤレス、マウスパッド付き)
⑨その他	搭載する基本 OS、及び各種ソフトに対応し支障なく動作すること。
(2) ディスプレイ仕様	
①サイズ	TFT カラー液晶 19 インチ以上
②最大表示解像度	1,280×1,024 ドット以上
③インターフェイス	DisplayPort 及び DVI-D を内蔵、端末本体のディスプレイポート、又は医用画像表示装置用ビデオボードのインターフェイスに接続すること。
(3) ソフトウェア仕様	
①OS	Microsoft Windows11 Pro 64Bit
②Office	Microsoft Office Personal 2021 以上

2 医用画像管理システム

仕様項目	仕様内訳
(1) 医用画像表示装置 (診断用モニタ) 仕様	
①液晶パネル	ア) モノクローム又はカラーの TFT 液晶パネル (IPS 方式) イ) 表示面積が 433mm×324mm 以上 ウ) 画素ピッチが 0.2115mm×0.2115mm 以下

	<p>エ) コントラスト比が 1400 : 1 (モノクロ)、1800 : 1 (カラー)</p> <p>オ) 最大輝度が 1200cd/m² (モノクロ)、1100 cd/m² (カラー)</p> <p>カ) 視野角が水平・垂直共に 176 度以上</p> <p>キ) バックライトに白色 LED を採用していること。</p>
②表示機能	解像度が 2048×1536 ドット以上
③インターフェイス	DisplayPort、及び DVI-D を×1 以上内蔵
④その他	<p>ア) 5 年間のメーカーキャリブレーション推奨輝度の維持が保証されていること。</p> <p>イ) 本モニタの品質管理に必要なソフトウェア及びセンサーを付属し、モニタのキャリブレーションや維持管理が可能なこと。</p>
(2) 医用画像表示装置接続用ビデオボード仕様	
①表示装置	<p>ア) 表示諧調が 8bit 以上</p> <p>イ) 3 画面以上の同時出力が可能</p> <p>ウ) ビデオメモリ容量が 2 GB 以上</p>
②インターフェイス	<p>ア) DisplayPort、又は DVI-D を×3 以上内蔵</p> <p>イ) 操作端末の PCI-Express×16 スロットと接続すること。</p>
(3) 医用画像管理システムソフトウェア仕様	
①ソフトウェア	<p>ア) 胸部診断用モニタとしての利用・運用に必要な医用画像管理システム (最新版) を導入すること。</p> <p>イ) 下記②ソフトウェア機能で要求する機能を満たすソフトウェアであること。</p>
②ソフトウェア機能	<p>ア) 電子保存の三原則 (「真正性」、「保存性」、「見読性」) に基づき、以下の要件を満たすこと。</p> <p>a) 診断に用いた確定画像に改ざんされことなく診断当時と同様に読み出せること。</p> <p>b) 取り込んだ医用画像データを安定的に保存すること。</p> <p>c) 標準規格 DICOM Ver3.0 以上に対応した各種の画像表示装置にて保存した画像の表示が出来ること。</p> <p>イ) 外部医療機関が CD 等の記憶媒体で提供する DICOM 基準の医用画像データを取り込み、データベースに保存・管理する機能を有すること。データベースは SQL リレーショナルデータベースが利用されていること。</p> <p>ウ) 外部医療機関が提供する JPEG、JPEG2000、TIFF、BMP 等の各種画像データを取り込み、DICOM 準拠の医用画像データに変換できること。また、変換したデータをデータベースに保存・管理する機能を有すること。</p> <p>エ) 画像表示機能として、画素数 1M、2M、3M、5M の画像に対応していること。</p> <p>オ) 操作端末に搭載の基本 OS に対応していること。</p>

- カ) DICOM 準拠の医用画像データを CD 等の記憶媒体で持ち出し可能であること。
- キ) 周辺接続機器等のバックアップ用電磁的記録媒体にデータバックアップを行う機能を有すること。
- ク) 簡易レポート作成機能を有すること。
- ケ) 表示している画像データを Windows 印刷する機能を有すること。
- コ) 距離・角度の基本的計測について、モニタ上で計測できること。
- サ) 表示している画像データの濃度及びコントラストの変更が可能であり、変更した状態で保存できる機能を有すること。
- シ) 表示している画像の強調処理が可能であること。
- ス) 表示している画像データの任意の場所に、任意の大きさのコメントを挿入する機能を有すること。
- セ) 一連の CT 画像データをシリーズ連携させ、1 枚の画像データの濃度を変更することにより、シリーズ全体の濃度を変更する機能を有すること。
- ソ) CT 画像で 2 面表示した際に、両方のモニタが同期して画像送りできること。
- タ) 今回調達する環境下において、10MB 程度の画像であれば 150 枚以上を同時展開可能であること。
- チ) シリーズ画像をドラッグ&ドロップの操作により、表示位置のレイアウトの差替え、上書き操作、不要なシリーズの削除など出来ること。
- ツ) 画像表示をマウスのスクロール、又はキーボードによる画像送りが可能であること。
- テ) 複数分割されている画像表示において、マウスポインタがあるウィンドウが自動アクティブにする機能を有すること。
- ト) スタック表示時に、任意のシリーズをダブルクリックで拡大表示、再度ダブルクリックで元のスタック表示に切り替わること。
- ナ) 右クリックメニューから使用する機能を選択し、印刷や表示変更等を行えること。
- ニ) 保存管理する DICOM 準拠の医用画像データの容量は、システム依存ではなく、ハードディスクの容量に依存すること。
- ヌ) CD 等から画像を取り込む時、又は取り込んだ後、患者属性情報（生年月日、氏名（漢字・かな）等）を編集できること。
- ネ) 患者の画像データを任意に抽出し、グループ化できること。
- ノ) 患者属性情報の表示及び患者情報による検索ができること。
- ハ) 患者情報に複数の画像が連結すること（過去の画像が呼び出せること）。
- ヒ) 画面の分割表示や連続展開により、過去の画像との比較ができる

	<p>こと。</p> <p>フ) 胸部画像データにおいては、任意箇所が任意倍率で拡大できること。</p> <p>へ) 複数のマウスで交互に操作ができること。</p>
--	--

3 周辺接続機器等

仕様項目	仕様内訳
(1) バックアップ用電磁的記録媒体 (外付) 仕様	
①接続形態	USB3.0 以上
②実効容量	4 TB 以上
③対応 OS	Windows11
(2) 無停電電源装置仕様	
①形式	常時商用給電方式
②入力電圧	AC100V
③出力容量	750VA / 450W 以上
(3) サーバラック仕様	
①型式	サンワサプライ ER-100C 又は同等品
②付属品	<p>サンワサプライ eラック</p> <p>ア) D500 棚板 ER-100HNT 1枚</p> <p>イ) 固定ベルト (2本組) RAC-BL1 1セット</p> <p>又は同等品</p>
③その他	同等品の場合はサイズを打ち合わせすること。

4 保証

対象	無料保証及び保守期間
① 画像管理システム端末 ※付属品含む	5年間 (契約履行期間)
② バックアップ用電磁的記録媒体 ※周辺機器	5年間 (契約履行期間)
③ 無停電電源装置 ※周辺機器	5年間 (契約履行期間) ※バッテリーについては保守対象外とする
④ 医用画像表示装置 診断用モニター	5年間 (契約履行期間)
⑤ 医用画像表示装置 接続用ビデオボード	5年間 (契約履行期間)
⑥ 医用画像管理システム ソフトウェア	5年間 (契約履行期間)

5 その他

(1) 設置について

- ①各種機器等の接続に必要なケーブルや周辺機器等を環境に応じて支障なく動作するように設置すること。
- ②電源、延長、その他変換ケーブル及び設置金属等については、その種類及び長さを調整し必要数量を整備すること。
- ③画像管理システムの導入に際し、設定・表示調整等、必要なすべての初期設定を実施すること。

(2) ソフトウェア等について

- ①画像管理システムの構築及び運用管理等において必要とする各種ソフトウェアを導入すること。
- ②導入に際し各種ソフトウェアのメディア、マニュアル及び必要ライセンスを付属すること。
- ③ウイルス対策として、本市情報システム課が管理するウイルス対策ソフト（Apex One セキュリティエージェント）の導入を行う。
- ④導入するすべてのソフトウェアについて、システムの基本 OS に対し支障なく動作し、システム全体が稼働するうえで要求されるソフトウェアの機能を確実に提供し、円滑な連携ができること。

(3) 導入に係る作業について

- ①受注者は本市と協議の上、契約機器の設置、設定、導入のスケジュール作成を行い、これを提出すること。
- ②受注者は現行サーバーにある全画像データについて、新設サーバーへ移行作業を行うこと。
- ③個人情報等の秘密情報の取扱いは、契約書にある秘密情報等取扱特記事項を遵守すること。
- ④導入される機器等の取扱い説明書、マニュアルは日本語版とする。
- ⑤操作説明を全ての担当職員に対して行うこと。また、日程については本市との打ち合わせを踏まえて定めるものとする。その他、操作について説明を求めたときは随時適切な対応を行うこと。

画像管理システムに係る保守仕様

受注者は、本システムの保守について下記のとおり行うこと。

1. 画像管理システムリース契約に係る仕様書（別紙1）に定める保証について、契約履行期間中は保証及び保守を行うこと。
2. 本システムにハードウェア及びソフトウェア障害（以下「障害」という。）が発生した場合、速やかに復旧できるよう対応すること。現地復旧が必要な場合には、速やかに修理担当者を派遣すること。
3. 正常な使用を行っているにもかかわらず発生したシステムの障害については、以下の①～⑧の場合を除き、保守依頼日から原則として翌営業日以内に復旧させることとし、復旧できない場合は、本市と協議すること。なお、保守に必要な経費（部品代、技術料、出張料及び送料等）はリース料に含むこと。
 - ① 天災、火災その他不測の事故による障害
 - ② 使用者の過失（水漏れ、落下、破壊行為）に起因した障害
 - ③ 受注者に許可なく加工、改造を行ったことに起因した障害
 - ④ コンピューターウイルスの感染に起因した障害
 - ⑤ システムの障害に伴うデータの破損
 - ⑥ 機能に影響のない汚れ、傷
 - ⑦ 初期不良を除く消耗品の故障
 - ⑧ リース機器以外の周辺機器の接続、ソフトウェアの導入に起因した障害
4. 契約次年度から年度内に1回（契約履行期間中計4回）の定期点検を行うこと。
5. 定期点検は、システムの動作確認、ログ、ケーブル類含む付属品の状態について点検を行い、修繕や交換等が必要なものは保守にて整備すること。
6. 保守や定期点検を行った際は、報告書を作成し、本市へ提出すること。
7. 秘密情報等の取扱いについて、契約書にある秘密情報等取扱特記事項を遵守すること。
8. 電磁的記録媒体（システム端末内蔵及びバックアップ用外付等）の取扱いについて、保証や障害による保守で交換した媒体は、復元不可能な方法を用いてデータ消去作業を行い廃棄すること。
9. データ消去作業を行なった際は、電磁的記録媒体データ消去作業証明書（別紙3）を本市へ提出すること。

